

保安規程変更届出書

電原運第2020-5号

令和2年4月1日

原子力規制委員会 殿
経済産業大臣 殿

広島市中区小町4番33号

中国電力株式会社

代表取締役社長

清水 希茂

次のとおり保安規程を変更したので、電気事業法第42条第2項の規定により届け出ます。

変更の内容	別紙のとおり
変更年月日	令和2年4月1日

以上

変更内容

- (1) 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、関連する記載を別添1の保安規程[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]改定前後表の改定後欄のとおり変更する。
- (2) 送配電事業の法的分離に伴い、関連する記載を別添1の保安規程[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]改定前後表の改定後欄のとおり変更する。

保安規程〔電氣事業用電氣工作物（原子力発電工作物）〕改定前後表

保安規程 [電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)] 改定前後表

(下線は改定部分)

改 定 前	改 定 後	備 考
<p style="text-align: center;">保 安 規 程</p> <p style="text-align: center;">[電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)]</p> <p style="text-align: center;"><u>平成29年10月1日</u></p> <p style="text-align: center;">中国電力株式会社</p>	<p style="text-align: center;">保 安 規 程</p> <p style="text-align: center;">[電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)]</p> <p style="text-align: center;"><u>令和2年4月1日</u></p> <p style="text-align: center;">中国電力株式会社</p>	<p style="text-align: center;">改定に伴う変更</p>

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕改定前後表

(下線は改定部分)

改 定 前	改 定 後	備 考
<p>(主任技術者の職務等)</p> <p>第8条 主任技術者は、法令および本規程を遵守し電気工作物の工事、維持および運用に関する保安の監督を誠実に行う。具体的には、次の各号に定める職務等について、責任をもって遂行する。</p> <p>(1) 電気工作物の工事、維持および運用に関する保安のための諸計画の立案にあたっては、必要に応じて関係管理職に対し指示、指導・助言する。また、電気事業法および核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「原子炉等規制法」という。）に基づく工事計画の申請・届出を必要とする工事の場合、手続きが行われたことを確認する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 原子炉等規制法第43条の3の<u>1.3</u>に定める<u>溶接</u>事業者検査および原子炉等規制法第43条の3の1.6に定める定期事業者検査において、あらかじめ定めた区分に従い検査の指導、監督を行う。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 所管官庁が法令に基づき行う使用前検査、<u>施設定期検査</u>には、あらかじめ定めた区分に従い検査への立会または検査記録の確認を行う。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(主任技術者の職務等)</p> <p>第8条 主任技術者は、法令および本規程を遵守し電気工作物の工事、維持および運用に関する保安の監督を誠実に行う。具体的には、次の各号に定める職務等について、責任をもって遂行する。</p> <p>(1) 電気工作物の工事、維持および運用に関する保安のための諸計画の立案にあたっては、必要に応じて関係管理職に対し指示、指導・助言する。また、電気事業法<u>に基づく工事計画</u>および核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「原子炉等規制法」という。）に基づく<u>設計および工事</u>の計画の申請・届出を必要とする工事の場合、手続きが行われたことを確認する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 原子炉等規制法第43条の3の<u>1.1</u>に定める<u>使用前</u>事業者検査<u>(溶接)</u>および原子炉等規制法第43条の3の1.6に定める定期事業者検査において、あらかじめ定めた区分に従い検査の指導、監督を行う。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 所管官庁が法令に基づき行う使用前検査には、あらかじめ定めた区分に従い検査への立会または検査記録の確認を行う。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>記載の適正化</p> <p>法令改正に伴う変更</p> <p>法令改正に伴う変更</p> <p>法令改正に伴う変更</p>

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕改定前後表

(下線は改定部分)

改 定 前	改 定 後	備 考
<p>(工事計画の申請・届出)</p> <p>第13条 電気工作物の設置、変更において、管理職は、電気事業法および原子炉等規制法に基づく工事計画の申請・届出を必要とする工事に該当するか否かを確認し、その結果を主任技術者が再確認する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(工事に係わる検査、巡視および点検)</p> <p>第14条 原子力発電所(2号機)に係る電気工作物の工事中または工事終了時において、「発電用火力設備に関する技術基準」、「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準」、「発電用原子力設備に関する技術基準」および「実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則」(以下、「技術基準」と総称する。)に適合していることならびに保安上支障のないことを確認するために、原子炉等規制法第43条の3の24に定める原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)第106条の定めるところにより保全計画を策定し、これに従い検査、巡視および点検を行い、その結果を第30条に基づき適正に記録し、適切に管理する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 原子炉等規制法に基づく溶接事業者検査について、別表第3に示す規程類に基づき、管理職の中から選任した当該検査の責任者のもと実施体制を構築し、適切にこれら検査に必要な手順を確立し、第28条に基づき文書化し、維持し、主任技術者の指導、監督のもと、適切に事業者検査を行うことにより、技術基準に適合していることを確認するとともに、その結果を第30条に基づき適正に記録し、適切に管理する。</p> <p>4 原子炉等規制法に基づく溶接事業者検査において外部発注する際は、第27条に基づき調達管理する。</p> <p>5 原子炉等規制法に基づく溶接事業者検査の責任者は、これら検査に必要な手順が適切かつ効果的に運用されることを確実なものとするため、あらかじめ定められた期間に検査に必要な手順を評価し、改善するとともに、その結果を電源事業本部長へ報告する。電源事業本部長は、その結果を評価し、必要に応じ改善を指示する。</p> <p>(維持に係わる巡視、点検、検査および補修等)</p> <p>第15条 電気工作物の維持に関する保安を確保するため、保安規定第106条の定めるところにより、次の各号に定める巡視、点検、検査および補修等を行い、その結果を第30条に基づき適正に記録し、適切に管理する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 原子炉等規制法に基づく定期事業者検査の責任者は、検査に必要な手順が適切かつ効果的に運用されることを確実なものとするため、あらかじめ定められた期間に検査に必要な手順を評価し、改善するとともに、その結果を定期事業者検査に係わる電気工作物の保安に関する業務を指揮監督する事業本部等の長へ報告する。当該事業本部等の長は、その結果を評価し、必要に応じ改善を指示する。</p>	<p>(工事計画の申請・届出)</p> <p>第13条 電気工作物の設置、変更において、管理職は、電気事業法に基づく工事計画および原子炉等規制法に基づく設計および工事の計画の申請・届出を必要とする工事に該当するか否かを確認し、その結果を主任技術者が再確認する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(工事に係わる検査、巡視および点検)</p> <p>第14条 原子力発電所(2号機)に係る電気工作物の工事中または工事終了時において、「発電用火力設備に関する技術基準」、「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準」、「発電用原子力設備に関する技術基準」および「実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則」(以下、「技術基準」と総称する。)に適合していることならびに保安上支障のないことを確認するために、原子炉等規制法第43条の3の24に定める原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)の定めるところにより保全計画を策定し、これに従い検査、巡視および点検を行い、その結果を第30条に基づき適正に記録し、適切に管理する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 原子炉等規制法に基づく使用前事業者検査(溶接)について、別表第3に示す規程類に基づき、管理職の中から選任した当該検査の責任者のもと実施体制を構築し、適切にこれら検査に必要な手順を確立し、第28条に基づき文書化し、維持し、主任技術者の指導、監督のもと、適切に事業者検査を行うことにより、技術基準に適合していることを確認するとともに、その結果を第30条に基づき適正に記録し、適切に管理する。</p> <p>4 原子炉等規制法に基づく使用前事業者検査(溶接)において外部発注する際は、第27条に基づき調達管理する。</p> <p>5 原子炉等規制法に基づく使用前事業者検査(溶接)の責任者は、これら検査に必要な手順が適切かつ効果的に運用されることを確実なものとするため、あらかじめ定められた期間に検査に必要な手順を評価し、改善するとともに、その結果を電源事業本部長へ報告する。電源事業本部長は、その結果を評価し、必要に応じ改善を指示する。</p> <p>(維持に係わる巡視、点検、検査および補修等)</p> <p>第15条 電気工作物の維持に関する保安を確保するため、保安規定の定めるところにより、次の各号に定める巡視、点検、検査および補修等を行い、その結果を第30条に基づき適正に記録し、適切に管理する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 原子炉等規制法に基づく定期事業者検査の責任者は、検査に必要な手順が適切かつ効果的に運用されることを確実なものとするため、あらかじめ定められた期間に検査に必要な手順を評価し、改善するとともに、その結果を定期事業者検査に係わる電気工作物の保安に関する業務を指揮監督する電源事業本部長へ報告する。電源事業本部長は、その結果を評価し、必要に応じ改善を指示する。</p>	<p>記載の適正化 法令改正に伴う変更</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>法令改正に伴う変更</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕改定前後表

(下線は改定部分)

改 定 前	改 定 後	備 考
<p>(運転、操作の基本)</p> <p>第17条 電気工作物の運用（運転、操作）にあたっては、常時および異常時の供給確保に万全を期することはもとより、保安確保上次の各号に定める事項に留意する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>変電所等</u>と相互に<u>関連する</u>運転、操作を行う必要がある場合は、<u>給電</u>指令に基づいてこれを行う。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。</p> <p>(発電所の運転を相当期間停止する場合の保全)</p> <p>第20条 発電所の運転を相当期間停止する場合などは、保安規定<u>第106条</u>の定めるところにより、特別な保全計画を策定し、これに基づき点検、検査および補修等を行う。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(運転、操作の基本)</p> <p>第17条 電気工作物の運用（運転、操作）にあたっては、常時および異常時の供給確保に万全を期することはもとより、保安確保上次の各号に定める事項に留意する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>一般送配電事業者</u>と相互に<u>協調し</u>運転、操作を行う必要がある場合は、<u>その</u>指令に基づいてこれを行う。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。</p> <p>(発電所の運転を相当期間停止する場合の保全)</p> <p>第20条 発電所の運転を相当期間停止する場合などは、保安規定の定めるところにより、特別な保全計画を策定し、これに基づき点検、検査および補修等を行う。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>送配電事業の法的分離に伴う変更</p> <p>記載の適正化</p>

保安規程 [電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)] 改定前後表

(下線は改定部分)

改定前	改定後	備考
<p>原子力発電所</p> <p>品質保証部 [品質保証活動の総括 定期事業者検査の総括 <u>(新設)</u>] *2)</p> <p>*1) 原子力発電所 [主任技術者] (電気) (ボイラー・タービン)</p> <p>技術部 [原子燃料等の管理 発電所の性能等に関する調査 3号機の原子燃料関係設備の設計・工事] *2)</p> <p>発電部 [電気・汽機・原子炉・廃棄物処理設備の運転, 巡視点検 3号機の起動試験] *2)</p> <p>保修部 [発電設備の改良・修繕の計画 電気設備・計測器・制御装置の改良工事・保修, 定期点検 原子炉設備, 汽機設備等の改良工事・保修, 定期点検 3号機設備の設計・工事] *2)</p> <p>廃止措置・環境管理部 [放射線管理の総括, 放射性廃棄物の管理等 水・ガス等の検査・分析・試験 廃止措置管理の総括] *2)</p> <p>※ 原子力人材育成センター [技術教育・訓練, 運転訓練, 保安教育の総括] *2)</p> <p>(注) *1)関係法令等遵守のための活動および電気工作物の保安活動の計画・実施・評価・改善を行う。 *2)詳細は電源事業本部組織細則による。</p>	<p>原子力発電所</p> <p>品質保証部 [品質保証活動の総括 定期事業者検査の総括 <u>使用前事業者検査(溶接)の総括</u>] *2)</p> <p>*1) 原子力発電所 [主任技術者] (電気) (ボイラー・タービン)</p> <p>技術部 [原子燃料等の管理 発電所の性能等に関する調査 3号機の原子燃料関係設備の設計・工事] *2)</p> <p>発電部 [電気・汽機・原子炉・廃棄物処理設備の運転, 巡視点検 3号機の起動試験] *2)</p> <p>保修部 [発電設備の改良・修繕の計画 電気設備・計測器・制御装置の改良工事・保修, 定期点検 原子炉設備, 汽機設備等の改良工事・保修, 定期点検 3号機設備の設計・工事] *2)</p> <p>廃止措置・環境管理部 [放射線管理の総括, 放射性廃棄物の管理等 水・ガス等の検査・分析・試験 廃止措置管理の総括] *2)</p> <p>※ 原子力人材育成センター [技術教育・訓練, 運転訓練, 保安教育の総括] *2)</p> <p>(注) *1)関係法令等遵守のための活動および電気工作物の保安活動の計画・実施・評価・改善を行う。 *2)詳細は電源事業本部組織細則による。</p>	<p>記載の適正化</p>

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕改定前後表

(下線は改定部分)

改 定 前	改 定 後	備 考												
<p>別表第2（第8条第1項（6））</p> <p style="text-align: center;">主任技術者が点検、確認する記録</p> <table border="1" data-bbox="142 436 1234 787"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>記 録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気主任技術者</td> <td>定期事業者検査記録 事故の記録（原子力発電工作物に係る電気関係報告規則に基づくもの）</td> </tr> <tr> <td>ボイラー・タービン主任技術者</td> <td>定期事業者検査記録 <u>溶接事業者検査記録</u> 事故の記録（原子力発電工作物に係る電気関係報告規則に基づくもの）</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	記 録	電気主任技術者	定期事業者検査記録 事故の記録（原子力発電工作物に係る電気関係報告規則に基づくもの）	ボイラー・タービン主任技術者	定期事業者検査記録 <u>溶接事業者検査記録</u> 事故の記録（原子力発電工作物に係る電気関係報告規則に基づくもの）	<p>別表第2（第8条第1項（6））</p> <p style="text-align: center;">主任技術者が点検、確認する記録</p> <table border="1" data-bbox="1353 436 2445 787"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>記 録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気主任技術者</td> <td>定期事業者検査記録 事故の記録（原子力発電工作物に係る電気関係報告規則に基づくもの）</td> </tr> <tr> <td>ボイラー・タービン主任技術者</td> <td>定期事業者検査記録 <u>使用前事業者検査（溶接）記録</u> 事故の記録（原子力発電工作物に係る電気関係報告規則に基づくもの）</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	記 録	電気主任技術者	定期事業者検査記録 事故の記録（原子力発電工作物に係る電気関係報告規則に基づくもの）	ボイラー・タービン主任技術者	定期事業者検査記録 <u>使用前事業者検査（溶接）記録</u> 事故の記録（原子力発電工作物に係る電気関係報告規則に基づくもの）	<p>法令改正に伴う変更</p>
種 別	記 録													
電気主任技術者	定期事業者検査記録 事故の記録（原子力発電工作物に係る電気関係報告規則に基づくもの）													
ボイラー・タービン主任技術者	定期事業者検査記録 <u>溶接事業者検査記録</u> 事故の記録（原子力発電工作物に係る電気関係報告規則に基づくもの）													
種 別	記 録													
電気主任技術者	定期事業者検査記録 事故の記録（原子力発電工作物に係る電気関係報告規則に基づくもの）													
ボイラー・タービン主任技術者	定期事業者検査記録 <u>使用前事業者検査（溶接）記録</u> 事故の記録（原子力発電工作物に係る電気関係報告規則に基づくもの）													

添付書類

添付書類 1 : 変更理由

変更理由

- (1) 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、記載内容を見直したため。
- (2) 送配電事業の法的分離に伴い、記載内容を見直したため。